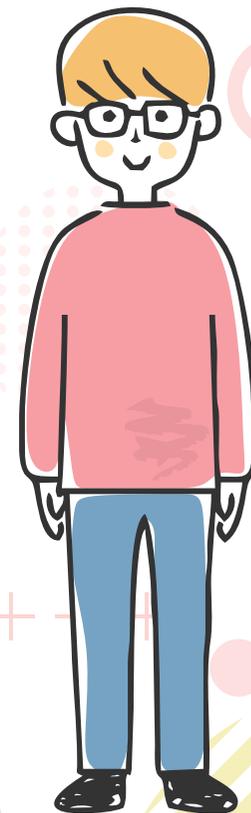
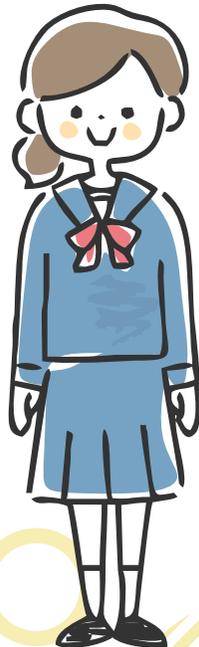
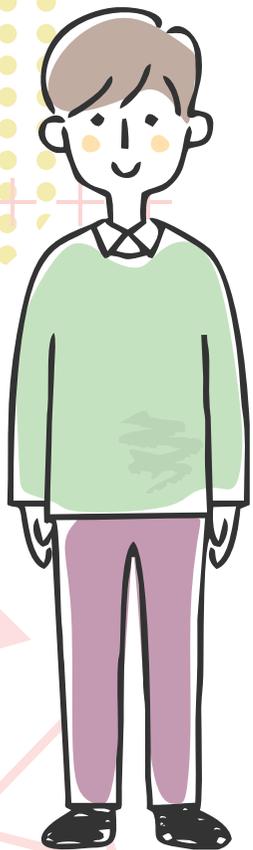


# あなたのおはなしきかせてね

## こどもの<sup>けんり</sup>権利ノート

しょうがっこうこうがくねん ちゅうこうせいむ  
小学校高学年～中高生向け



# はじめに

- ・『こどもの権利条約』という言葉を知ったことがありますか？
- ・この条約には、すべてのこどもが持っている「権利」のことが書かれていて、日本もこの条約を守っています。
- ・条約には、こどもたちが家庭で安心・安全に育っていけるよう、親も国も子どもの権利を守ろうと書いてあります。
- ・もしも、こどもたちが家庭の中で、安心・安全な生活を送れない時には、「こどもの権利が守られていない」から里親家庭や施設で暮らすことがあるのです。
- ・児童相談所は、こどもが里親家庭や施設にいる間に、こどもに関わる人たちに協力を求めたり意見を聞いたりして、こどもが家に帰ってきても、「権利が守られる状態」か、確かめます。
- ・このノートには、里親家庭や施設で生活することになったあなたが、安心して暮らしていけるように、あなたやあなたの周りにいるこどもたちみんなが持つ「権利」について、まとめて書いてあります。
- ・時々、このノートを読み返してください。そして、あなたの声を聞かせてください。

# こどもたちがもっている権利

こどもの権利条約では、こどもたちには大きく分けて4種類の権利があるとされています。

## 生きる権利



ご飯を食べたり、お風呂に入ったり、睡眠をとったり、病気の時に病院に行ったり、「健康で豊かに暮らすことができる権利」です。

## 守られる権利



プライバシーは大切に守られます。また、あらゆる暴力から守られます。

## 育つ権利



勉強をして自分の知りたいことを学んだり、自分の将来の夢を考えたり、自分らしく成長する権利のことです。

## 参加する権利



自分の思ったことや、考えたことを自由に言え、尊重されます。

# もくじ

ひとりの人として大切にされます	5 ページ
安心して暮らすこと、大切なことを聞くことができます	6 ページ
考えや希望を言うことができます	7 ページ
家族と交流することができます	8 ページ
プライバシーは守られます	9 ページ
あらゆる暴力から守られます	10 ページ
健康な生活を送ることができます	11 ページ
いろいろなことを調べたり、情報を知ることができます	12 ページ
教育を受けることができます	13 ページ
自由に考えたり、信じたりすることができます	14 ページ
遊んだり、休んだりすることができます	14 ページ
いろいろな人たちと交流することができます	15 ページ
施設（里親）を出た後も相談することができます	15 ページ
あなたの担当職員	16 ページ
困った時の連絡先	16 ~ 20 ページ



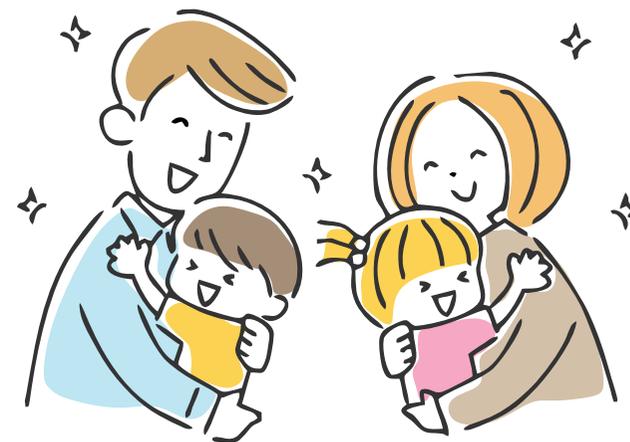
# ひと たいせつ けんり ひとりの人として大切にされる権利

- 人はみんな、一人ひとり違ってしています。
- 年齢や性別、考え方や感じ方、話す言葉や肌や髪の色、好きなものや苦手なもの、みんな違ってしています。
- 違うことは、当たり前です。
- 誰もが、一人の人として大切にされる権利を持っています。



# 安心して暮らす権利と大切なことを聞くことができる権利

- ・あなたが里親家庭や施設で生活することが、最も良いことであると、あなたに関わる大人たちと児童相談所は考えました。
- ・あなたがどうして里親家庭や施設で生活することになったのか、児童相談所の人に聞くことができます。
- ・里親家庭や施設であなたが安心して生活できるように、あなたの意見を聞きながら、一緒に考えていきます。



あなたの意見は？

---

---

---

---

---

---

---

---

あなた自身で考えた理由は？

---

---

---

---

---

---

---

---

あなたの家族や児童相談所の  
人から聞いた理由

---

---

---

---

---

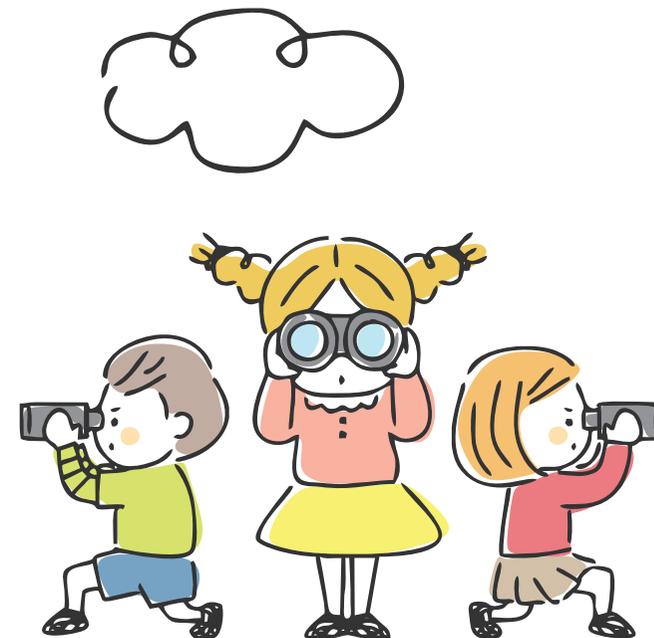
---

---

---

# あなたの<sup>かんが</sup>考えや<sup>きぼう</sup>希望を<sup>い</sup>言う<sup>けんり</sup>権利

- ・あなたは、<sup>じぶん</sup>自分に<sup>かんけい</sup>関係のあることについて、<sup>じゆう</sup>自由にあなたの<sup>かんが</sup>考えや<sup>きぼう</sup>希望を<sup>い</sup>言うことができます。
- ・あなたは、<sup>さとおや</sup>里親さんや<sup>しせつ</sup>施設の<sup>ひと</sup>人、<sup>じどうそうだんじょ</sup>児童相談所の<sup>ひと</sup>人にあな<sup>かんが</sup>たの<sup>かんが</sup>考えていること、あなたにとって<sup>こま</sup>うれしいことや<sup>こま</sup>困っていることを<sup>はな</sup>話したり、<sup>か</sup>書いて<sup>つた</sup>伝えたりできます。



あなたのお話<sup>はなし</sup>を  
き<sup>き</sup>いてくれる人<sup>ひと</sup>は誰<sup>だれ</sup>かな？

---

---

---

---

---

---

---

---

伝え方<sup>つたかた</sup>には、  
たと<sup>たと</sup>えばどんな方法<sup>ほうほう</sup>があるかな？

---

---

---

---

---

---

---

---

あなたが<sup>かんが</sup>考えや<sup>きぼう</sup>希望を<sup>つた</sup>伝えやすい  
方法<sup>ほうほう</sup>はどんなものかな？

---

---

---

---

---

---

---

---

# 家族と交流する権利

- ・ 里親家庭や施設にいる間に、家族と連絡を取りたくなることがあるでしょう。
- ・ そういう時は、里親さんや施設の人、児童相談所の人に、伝えましょう。
- ・ 手紙を書いたり、電話をしたり、面会ができます。
- ・ 児童相談所はあなたが家族と交流した時に、あなたの安心・安全が守られるかよく調べます。
- ・ あなたが家族と話したり会ったりしたくない時も、教えてくださいね。



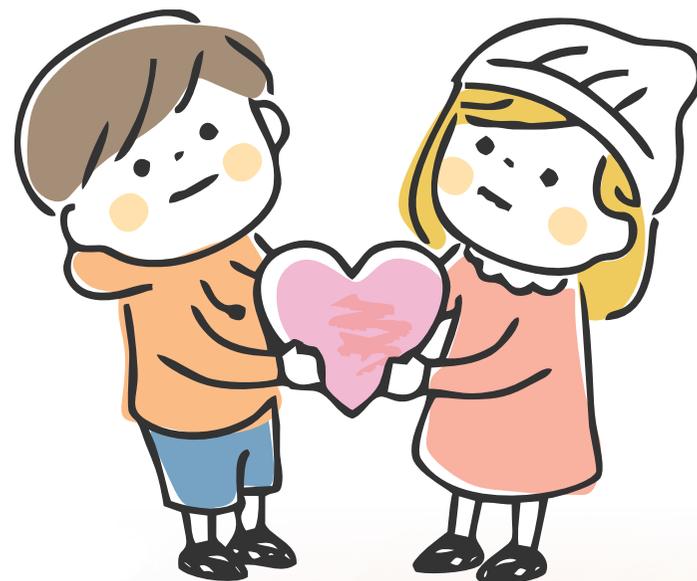
あ ひと  
会いたい人は？

あ おも ひと  
会いたくないと思っている人は？

# プライバシーが<sup>まも</sup>守られる<sup>けんり</sup>権利

- ・あなたが、周りの人たちに知られたくないと思うこと、例えば、大切な<sup>たいせつ</sup>お手紙や<sup>てがみ</sup>写真などを、<sup>さと</sup>里親さんや<sup>しせつ</sup>施設の人が勝手に<sup>か</sup>見ることはありません。

あなたが、他の人から見られたいかと思  
うものはあるかな？



ただ！  
命にかかわるようなときは、  
別です。



# あらゆる暴力から守られる権利

あなたは、周りまわにいるすべての大人おとなや子どもから暴力ぼうりょくを受けずに、安心あんしんして暮らす権利けんりがあります。

## 体の暴力

叩たたかれる、殴なぐられる、蹴けられる、家から閉め出しだされる など

## 心の暴力

嫌いやなことや悪口わるくちを言いわれる、差別さべつされる、無視むしされる、誰かだれが叩たたかれたり嫌いやなことを言いわれたりしているところを見みた など

## 性の暴力

お風呂ふろや着替えきがをのぞかれる、裸はだかの写しゃ真しんを撮とられる、プライベートゾーンさわを触さわられる など

## 世話をしない暴力

ご飯はんを作つくってもらえない、病院びょういんに連つれて行いってもらえない、清せい潔けつな部屋へやや衣服いふくをようい用意よういしてもらえない など

あなたが暴力ぼうりょくを受けたと思おもった時ときは、里親さとおやさんや施設しせつの人ひと、児童相談所じどうそうだんじょの人ひとや信頼しんらいできる大人おとなに相談そうだんしましょう。



# 健康な生活を送る権利

- ・心や体が病気になった時には、病院に通えます。
- ・落ち着かない気持ちが続いたり、体の具合が悪い時は、里親さんや施設の人に伝えてください。

あなたが元気な時のサインはなんだろう？

.....

.....

あなたの元気がなくなってきた時のサインはなんだろう？

.....

.....

今通っている病院、飲んでいるお薬

.....

.....

成長の記録

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

身長 \_\_\_\_\_cm 体重 \_\_\_\_\_kg

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

身長 \_\_\_\_\_cm 体重 \_\_\_\_\_kg

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

身長 \_\_\_\_\_cm 体重 \_\_\_\_\_kg

# いろいろなことを調べる権利、情報を知る権利

- ・あなたが興味のあることや知りたいことを、テレビを見たり、本や新聞を読んだり、インターネットを使って調べたりすることができます。
- ・だけど、「いつでも自由に」ではなく、時間帯や情報機器の使用ルールなどを守る必要があります。また、あなたの心や体が傷つくような心配がある情報は、調べることはできません。

あなたが今知りたいことは何？

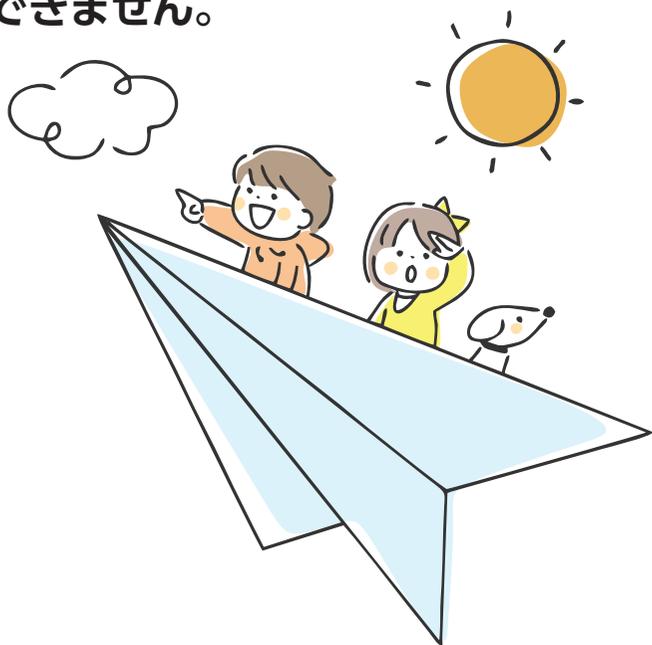
なぜ、心配がある情報は調べることができないのか、一緒に考えてみよう。



# 自由に考えたり

## 信じたりする権利

- あなたには、いろいろな物事について自由に考えたり、自分がよいと思う宗教を選んだりする権利があります。
- 里親さんや施設の人たちが信じている宗教を無理に押し付けられることはありません。また、あなたの考えを無理に押し付けることはできません。



# 遊んだり

## 休んだりする権利

- あなたは、自分の好きなことをして、楽しむことができます。
- 運動や音楽、読書など、里親さんや施設の人と相談してみましょう。
- また、1日の終わりには、ゆっくりと休んで元気を取り戻す時間が取れます。

あなたが心地よいと感じたり、  
楽しいと感じるのは、どんな時かな？

---

---

---

---

---

## いろいろな人たちと 交流する権利

- ・ 里親さんや施設の人以外にも、学校や部活の仲間など、あなたの周りにはたくさんの方がいます。
- ・ あなたは、あなたの成長を助ける人たちと、交流することができます。



## 施設を出た後に 相談する権利

- ・ 里親家庭や施設を出た後も、困った時には、あなたの周りの人に相談することができます。
- ・ お家に帰ったとしても、就職や学業のために寮やアパートで暮らすことになったとしても、困ったことは周りの人に相談してよいのです。

困った時に誰に相談できますか？

- ・ 困ったときは、信頼できる大人に相談しよう。
- ・ 電話やLINEでも相談に乗れるよ。

# あなたの<sup>たんとうしょくいん</sup>担当職員

あなたのことを<sup>たんとう</sup>担当している<sup>しょくいん</sup>職員や<sup>かか</sup>関わっている<sup>おとな</sup>大人たち

<sup>じどうそうだんじょ</sup>  
児童相談所

<sup>しせつ</sup> <sup>さとおや</sup>  
施設または里親

<sup>た</sup>  
その他

# 困ったときの連絡先

<small>めいしょう</small> <b>名称</b>	<small>そうだん</small> <b>相談にのれること</b>	<small>れんらくさきとう</small> <b>連絡先等</b>	<small>にじげん</small> <b>二次元コード</b>
<small>ぐんまけんしゃかいふくししんぎかい</small> <b>群馬県社会福祉審議会</b> <small>じむぎょくぐんまけんせいかつ</small> <b>(事務局：群馬県生活こども部児童福祉課)</b>	<small>じどうそうだんじょしせつとうちがたちば</small> <b>児童相談所や施設等とは違う立場</b> <small>せんもんか</small> <b>の専門家があなたの意見や困りごと</b> <small>はなし</small> <b>について話をきいて、どうしたら良</b> <small>かんが</small> <b>いか考えます。</b>	<b>027-226-2628</b>	
<b>こどもホットライン 24</b>	<small>でんわ</small> <b>電話、メール、LINE の3つの方法</b> <small>ほうほう</small> <b>で相談に乗ります。</b> <small>そうだん</small> <b>18歳未満のこどもからの相談に乗</b> <small>の</small> <b>ります。</b>	<small>でんわ そうだん</small> ◆ <b>電話相談</b> <small>じかんうけつけ</small> <b>24時間受付ます。</b> <b>0120-783-884</b> <b>027-263-1100</b> <small>そうだん</small> ◆ <b>メール相談</b> <b>メールの受信は24時間受け付けてい</b> <small>じゅしん</small> <b>ますが、回答までに数日かかることが</b> <small>かいとう</small> <b>あります。</b> <b>kodomosoudan@pref.gunma.lg.jp</b> <small>そうだん</small> ◆ <b>LINE 相談</b> <small>そうだん</small> <b>相談は平日9時から17時までです。12</b> <small>へいじつ</small> <b>時から13時までは受け付けておりません。</b>	
<b>チャイルドライン</b>	<small>さい</small> <b>18歳までのこどもの困っていること</b> <small>こま</small> <b>や悩んでいることの相談に乗ります。</b>	<b>0120-99-7777</b> <small>げつよう すいよう どよう</small> <b>月曜～水曜、土曜の午後4時～午後9</b> <small>じ</small> <b>時まで</b>	

<p>群馬県総合教育センター 「子ども教育、子育て相談」 「24時間子供SOSダイヤル」</p>	<p>学校の生活や学業、いじめや不登校 などの相談に乗れます。電話のほか にもSNSなどでも相談に乗れます</p>	<p>◆子ども教育・子育て相談 <b>0270-26-9200</b> ◆24時間子供SOSダイヤル <b>0120-0-78310</b></p>	
<p>こころの健康センター</p>	<p>うつ、依存症、思春期、自死遺族 等の心の相談に乗れます</p>	<p><b>027-263-1156</b> 平日9時～17時</p>	
<p>群馬いのちの電話</p>	<p>人生の危機に立って孤独や不安に さいなまれ、生きる希望や気力を失 いつつある方の相談に乗ります。</p>	<p>◆ <b>027-212-0783</b> <b>0570-783-556</b> (ナビダイヤル) 毎日9時～0時 (第2、第4金曜は 24時間受信) ◆ <b>0120-783-556</b> (フリーダイヤル) 毎月10日8時～24時間受付 毎日16時～21時まで</p>	
<p>いのちSOS よりそいホットライン</p>	<p>消えたいなどの気持ちを専門家が 受け止め、状況を整理し、必要な 支援を一緒に考えます。ガイダンス で専門的な対応も選べます。</p>	<p>◆いのちSOS <b>0120-061-338</b> ◆よりそいホットライン <b>0120-279-338</b> 24時間受け付けます</p>	

<p>じょせいそうだんしえん 女性相談支援センター</p>	<p>はいぐうしゃ ほうりよく なや 配偶者やパートナーからの暴力に悩 んでいる方、人間関係や生活のこと で悩んでいる女性の相談に乗れます。</p>	<p><b>027-261-4466</b></p>	
<p>だんせい ひがいしゃでんわ そうだん 男性 DV 被害者電話相談</p>	<p>はいぐうしゃ ほうりよく なや 配偶者やパートナーからの暴力に悩 む男性の相談に乗れます。</p>	<p><b>027-263-0459</b> 第 2・第 4 水曜日の 12 時から 13 時</p>	
<p>けいさつあんぜんそうだんしつ 警察安全相談室</p>	<p>かくしゆそうだん の 各種相談に乗ります</p>	<p><b>027-224-8080</b></p>	
<p>ぐんまけんせいほうりよくひがいしゃ 群馬県性暴力被害者 サポートセンター Save ぐんま</p>	<p>せいほうりよく ひがい かつた そうごう 性暴力の被害にあわれた方を総合 的に支援します。</p>	<p>ぜんこくきょうつうたんしゆく 全国共通短縮ダイヤル <b># 8891</b> (通話料無料) ※ NTT ひかりからは、フリーダイヤル <b>0120-8891-77</b> ※ 一部の IP 電話からは、 <b>027-329-6125</b> げつよう きんよう じ へいじつ じ 月曜～金曜 9 時～17 時 平日の 17 時 から翌朝 9 時までと土日祝祭日は、全 国一律のコールセンターへつながります。</p>	

<p>すてっぷぐんま</p>	<p>犯罪等の被害者や家族の精神的ケアについて相談にのれます。</p>	<p><b>027-253-9991</b>  <small>げつよう きんよう じ じ ねんまつねん</small>        月曜～金曜 10時～16時まで年末年始・祝日を除く  <b>027-212-0091</b>  <small>じよう ひ ほうちゆうしようそうだん げつよう</small>        インターネット上の誹謗中傷相談 月曜～金曜 9時～12時、13時～16時まで年末年始・祝日を除く</p>	
<p>法テラス</p>	<p>経済的に困りの方を対象に無料法律相談を行っています。</p>	<p>法テラスサポートダイヤル  <b>0570-078374</b></p>	
<p>すだちず</p>	<p>児童養護施設や里親家庭、ファミリーホームを巣立つ子どもたちが自分らしく未来を描くための権利マップです。</p>	<p><b>sudachizu.net</b></p>	
<p>ヤングアシストいっぽ</p>	<p>里親家庭や施設等を出て自立するための支援をしています。生活や就労等の相談に応じます。</p>	<p><b>027-289-3771</b>  <small>ごぜん じ ごと じ もくよう にちよう しゆく</small>        午前10時～午後4時 木曜、日曜、祝日はお休みです。LINE やメールの問い合わせも可能です。</p>	
<p>コンパスナビのプラットフォーム        なびんち</p>	<p>児童養護施設等を出た後の困りごとの相談先を見つけられます。</p>	<p><b><a href="https://navinchi.jp/#home_link">https://navinchi.jp/#home_link</a></b></p>	